

令和元年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年6月5日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和元年6月5日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第35号 尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第36号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第37号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第38号 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第39号 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第40号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）
- 日程第 9 報告第 3号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）
- 日程第10 報告第 4号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）
（報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 報告第 5号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第12 報告第 6号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第13 報告第 7号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第14 報告第 8号 平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 9号 公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について

(報告、質疑)

日程第16 選挙第5号 尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○出席議員(13名)

1番 三鬼孝之議員	2番 内山將文議員
3番 奥田尚佳議員	4番 楠裕次議員
5番 上岡雄児議員	6番 三鬼和昭議員
7番 村田幸隆議員	8番 仲明議員
9番 小川公明議員	10番 南靖久議員
11番 高村泰徳議員	12番 野田拓雄議員
13番 濱中佳芳子議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	加藤千速君
副市 長	藤吉利彦君
会計管理者兼会計課長	平山始君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	芝山有朋君
総務課長	下村新吾君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	神保崇君
税務課長	吉沢道夫君
市民サービス課長	宇利崇君
福祉保健課長	内山洋輔君
環境課長	竹平專作君
商工観光課長	大和勝浩君
水産農林課長	内山真杉君

建設課長	高柳伸浩君
水道部長	高尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	河合良之君
尾鷲総合病院総務課長	佐野憲司君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	山口修史君
教育委員会生涯学習課長	野地敬史君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大川太君
監査委員	福本和行君
監査委員事務局長	仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝豊
事務局次長兼議事・調査係長	北村英之
議事・調査係書記	相賀智恵

〔開議 午前10時00分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、三鬼和昭議員、7番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第7、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和元年第2回定例会の開会に当たりまして、濱中佳芳子新議長を初め、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされるわけでございますが、議員の皆様方とともに、市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回任期を終えられました前議長の三鬼孝之議員を初め、前副議長の仲明議員、そして、前監査役の小川公明議員には、格別の御厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、元号も平成から令和に変わったところでありますが、平成30年度におきましては、主として尾鷲三田火力発電所跡地活用を目指すおわせSEAモデルの構築に向けての取り組み、東紀州5市町にて協議を重ねております広域ごみ処理施設建設に向けての取り組み、また、三木・三木里小学校と賀田小学校の統合

などに取り組んできたところであります。

こういった取り組みを踏まえ、令和元年度におきましては、本市の基盤づくりのためにさらなる改革の必要性があると考え、職員の働き方のキーワードに、S A T、スピード感を持って、アグレッシブ、すなわち積極果敢に、タイム、時間軸を持って取り組むを念頭に、全庁一丸となって取り組んでいるところであります。

中でも、グランドデザインを発表しましたおわせS E Aモデルの推進、海洋深層水事業における事業推進、尾鷲総合病院新改革プランの作成、庁舎耐震化、土砂条例の制定などに向けての取り組みを初め、50項目の課題を洗い出し、私から各所属長に対し必達事項として組織目標を提示し、具体的に結果を出すよう指示しているところであります。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位、並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、おわせS E Aモデルについてであります。

おわせS E Aモデル協議会におきましては、ほぼ19万坪という広大な発電所用地の活用について、本年3月にグランドデザインを発表し、新たなエネルギーと豊かな自然の力を基軸に、産業・観光・市民サービスを融合し、人々が集い、活気あふれる尾鷲を目指すことを目的に協議を進めております。

この構想のもと、協議会における各プロジェクトにおいては、事業の可能性を追求するための部会を設置し、想定事業の可能性を検討しつつ、基本計画、そして実施計画の作成に向け、鋭意議論を重ねているところであります。

私としましては、市民の皆様に、このおわせS E Aモデル構想への御理解と御協力を求めるため、延べ12会場において当モデルを主としました市民懇談会を開催し、加えて、尾鷲市自治連合会を初めとする関係団体に対し、尾鷲の再生を狙う大きなプロジェクトであることの説明を実施したところであります。

このように、地産地消エネルギーをもとに、産業の振興、また、集客交流人口の増加に向け、実行可能な事業について検討を進めながら事業計画の策定に取り組んでまいりますので、市民の皆様を初め議会の皆様、関係者の皆様の御協力を切にお願い申し上げます。

次に、熊野古道世界遺産登録15周年事業についてであります。

平成16年、2004年にユネスコ世界遺産リストに登録された紀伊山地の霊

場と参詣道は、本年7月に世界遺産登録15周年を迎えます。このことから、本年12月まで、県を初め熊野古道伊勢路にゆかりのある15市町が、おのおの協力しながら15周年の記念イベントを開催する予定であります。

本市におきましても、熊野古道の本質的な価値を再認識するとともに、新たな魅力を発掘することで、未来につなぐことを目的とし、本年9月に「世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道と磐座信仰」と題したシンポジウムを開催いたします。

また、本年11月には第16回おわせ海・山ツアーウォークにおきまして、通常の2日間を開催に加え、3日間で市内の4峠を踏破する特設コースを設ける予定となっております。

さらに、おわせ港まつり、尾鷲節コンクールなど、尾鷲の名物催しを冠事業として市内外にPRし、今まで以上に集客交流を高めてまいります。

また、市内の小学校5、6年生を対象として、熊野古道をテーマとした絵やメッセージを描いてもらい、それを世界遺産登録日に熊野古道センターにロープでつなぎ展示する幸せの古道旗を実施するなど、次代を担う子どもたちに熊野古道の文化や自然等について再認識してもらおうきっかけづくりを行います。

市民の皆様におかれましては、ぜひ御参加いただき、記念イベントを盛り上げていただきたく、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、商工観光業の振興についてであります。

官民が一体となり取り組んでおります、まちおこし通販事業、尾鷲まるごとヤーヤ便は本年度で11年目を迎えることとなりました。

昨年度から、地元生産者から構成されるチーム y a — y a 便におきまして、商品企画からカタログデザイン、販促活動などを一体的に行う仕組みがつくられており、生産者の熱い思いを込めて御愛好者の皆様にヤーヤ便としてお届けしております。

また、本年度におきましても、御好評をいただいております商品を初め、御購入者との交流企画として、熊野古道伊勢路世界遺産登録15周年記念御招待ツアーや、尾鷲生マグロ丸ごと一本プレゼントなどを実施し、より魅力のある仕掛けづくりに取り組んでおります。

一人でも多くの方に尾鷲の食の魅力をお届けできるよう、本年7月7日の締め切りに向けて、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等と連携し、PRに努めてまいりますので、皆様におかれましても御支援、御協力をお願いいたします。

次に、海洋深層水事業の振興についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水の利活用促進につきましては、重要な地域資源として、水産分野における利活用とともに、食品事業者等へのPRなど、多分野において海洋深層水の利活用促進を進めているところであります。

このことから、減少傾向にある既存需要者の確保、さらには新規需要者を求め、なお一層の需要拡大に向け、取り組みを進めてまいります。

一方、海洋深層水を利活用した新たな事業参入においては、これまで、さまざまな規制等が課題となっており、海洋深層水の有効性を生かす上で、取水施設から最も近い古江漁港施設の有効利用が図られるための条件整理が喫緊の課題であります。このことから、現在、水産農林課において、古江漁港施設用地が有効的に活用できるよう、国や県と折衝を重ねているところであります。

今後、関連施設の有効活用を進め、民間事業者の参入を促進することにより、海洋深層水の利用拡大を図り、本地域からの情報発信及び集客・交流機会が創出されるなど、本市の活性化、関連産業の振興を図ってまいります。

次に、林業、関連産業の振興についてであります。

平成31年3月に成立した、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税の使途につきましては、森林の整備に必要となる所有者への意向調査、境界の画定、公共建築物への木材利用、木育など幅広く活用ができるものであります。本年度においては、須賀利町をモデル地区と定め、森林所有者への意向調査から着手したいと考えております。

今後、交付金を活用した事業について早急に精査を進めながら、将来に向けた森林の整備や、その促進に関する事業に活用してまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

本年度、文部科学省の全国学力学習状況調査においては、これまでの国語、数学に英語の調査が加えられたところであります。

英語につきましては、聞く、読む、書く、話すことについて総合的に問題が出されるなど、グローバル社会で生きていく子どもたちに、英語でのコミュニケーション力の向上が求められております。

本市におきましても、従前から学習指導要領にのっとり、小学校では教材である「ハイ・フレンズ」、「レッツトライ」などを活用し、話す、聞く活動を中心に学習を進めてまいりました。

中学校においては、小学校での学習の継続として、書く、読むの学習内容が加わり、英語教育の充実を目指し、取り組みを進めているところであり、合わせて外国人によるALTを配置することで、子どもたちが学習した英語を使って直接話をしたり、人柄や文化に触れ合ったりすることにより、学習の効果が向上していると考えております。

特に、本年から統合された賀田小学校におきましては、子どもたちの状況を把握しながら英語カリキュラムを作成し、輪内中学校と連携した9年間を見通した英語教育の充実を図る共同研究を開始しております。

今後、その研究の成果や課題について、市内の全小学校にも広げ、子どもたちの英語力の向上を目指してまいります。

次に、学校施設空調設備の整備についてであります。

本市では、子どもたちの教育環境における熱中症対策として、幼稚園、小学校及び中学校の空調設備の整備を現在進めているところであり、今月中の整備完了を予定しております。

また、空調設備の稼働に際しては、地球環境にも十分配慮し、適正かつ有効に使用していくために、尾鷲市立幼稚園及び小・中学校空調設備運用指針を策定いたしました。

これは、空調施設の適切な運用により、環境に対する負荷を低減するための基準を示すものであります。このような取り組みを行いながら、より快適な教育環境づくりに努めてまいります。

次に、賀田小、三木小、三木里小学校の統合についてであります。

保護者の皆さんや地域の方々を初め、関係者の方々の御尽力により3校が統合し、新たな賀田小学校として本年4月よりスタートいたしました。

新たな学校に通う子どもたちは、1学年の人数もふえ、各教科での学習では多様な考えを出し合いながら学習を進め、体育や休み時間の遊びなどでも元気よく活動しております。

本市として、次代を担う子どもたちが統合してよかったと感じられるよう、引き続き教育活動に取り組んでまいります。

また、スクールバスを利用する子どもたちの安全安心の確保のために、保護者の方や地区の代表、学校関係者、スクールバス運行管理業務受託事業者及び教育委員会で組織する尾鷲市スクールバス運営協議会を設置いたしました。

今後も、スクールバスで通う子どもたちが安全安心に登下校できるよう、地域

のボランティアの方々のお力をおかりしながら、より安全なスクールバスの運行に努めてまいります。

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、地域の自然や歴史・文化を生かしながら推進してきております。

このような中、夏休みにおいて、国の地方創生推進交付金を活用し、都市部にはない自然や地域コミュニティの豊かさなどを生かした、子どもたち向けの取り組みを行ってまいります。

わんぱく子育て体験講座として、大学等の専門家を講師として、子どもたちに、地域の植物や昆虫を採集してもらいながら、その特徴や生態を学ぶ自然サイエンス講座や、天文科学館と連携した天文サイエンス講座の開催を予定しております。

また、見守り子育て支援イベント、子育て H A P P Y DAYの取り組みにおいて、夏休みH A P P Y DAYとして、帰省客も多い時期に合わせて、親子で楽しんでいただける夏の特別企画を、子育てサークルやボランティアの皆さん等と連携しながら企画、開催してまいります。

このように、今後も年間を通して、子どもたちを初め市民の皆様に学び、楽しんでいただけるよう、関係機関、団体、サークル等と連携を重視しながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

次に、第76回国民体育大会への取り組みについてであります。

当国体は、2年後の令和3年度に三重とこわか国体として開催されることが決定しているところであります。

本市におきましても、先月28日に国体開催に関連する競技、教育、産業など、幅広い関係者や市民の代表の方々による三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会を開催し、各専門委員会も設置しながら、大会の周知や競技の普及促進、運営準備等を推進していくことが決議されております。

また、国体の正式競技であるオープンウォータースイミングにつきましては、本年で4年目の取り組みとなる三重オープンが7月28日に三木里海水浴場において開催されます。

本年度におきましても、次代を担う地元ジュニア世代から全国有数のスイマーまで、幅広い参加者や来場者が集う大会に向け、県水泳連盟、三木里区等の関係団体と連携しながら、大会の発展につなげてまいります。

加えて、ユニカール、ウォーキング、クップのデモンストレーションスポーツ

につきましても、県競技団体等と連携しながら、市内での準備、組織体制の整備や市内外への普及に取り組むとともに、国体後における生涯スポーツの推進にもつなげてまいります。

次に、広域ごみ処理施設の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、広域で連携して施設を集約し、効率的なごみ処理体制を構築することで、焼却施設の建設費用や維持管理費等の負担を軽減できることから、一部事務組合の設立に向けて、本年4月に東紀州5市町の構成市町による一部事務組合設立準備会を設置したところであります。

この準備会におきまして、5市町が共同してごみ処理広域化に向けた基本的事項を整理し、施設の整備方針や概要をまとめた基本構想の策定や、一部事務組合設立に向けての例規集の作成など、十分な調整、協議を行いながら、着実に事業を進めてまいります。

次に、自然環境及び良好な生活環境の保全についてであります。

近年、本市を含む近隣市町に県外から大量の土砂が搬入されており、市民の皆様からは、生活環境に対する不安や心配の声が上がっております。

このような状況下において、市民の皆様の健康で安全かつ快適な暮らしの基盤である環境を適切に保全し、不安や心配を早急に払拭することが必要であります。

このことから、土砂等の埋め立て等の行為に対して、災害の防止と環境の保全を目的とした条例を制定するため、本年4月より副市長を中心に環境課を事務局として関係各課連携のもと条例の早期制定に向けた検討を進めております。

また、県においても、土砂条例制定に向けた検討が開始されており、関係法令の整理等、県と協議しながら実効性のある条例制定に向けて取り組んでまいります。

次に、尾鷲総合病院の適切な医療提供体制の構築と経営改善についてであります。

尾鷲総合病院は、人口減による医療需要の減少などにより、厳しい経営状況でありますが、今後も地域になくってはならない病院として維持、存続していくため、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制の構築と経営改善に取り組んでおります。

本年4月から、療養病棟を、東紀州地域で不足している回復期機能を持つ地域包括ケア病棟に転換し、急性期での治療を受けて症状が安定した患者さんが、安心して自宅や施設に戻れるよう支援を行うとともに、医業収益の増加を図ってい

るところであります。

次に、尾鷲総合病院の広域化の取り組みについてであります。

現在の尾鷲総合病院の患者さんは、入院患者の34.6%、外来患者の30.8%、救急車搬送患者の42%が紀北町の住民となっていることから、この受療状況を踏まえると、紀北町にも尾鷲総合病院の経営に一定の関与をいただきたいと考え、まず、尾鷲総合病院の経営状況等について御理解をいただき、説明を始めさせていただいております。

紀北町の御理解が得られれば、具体的に御協力いただける方法等について協議を進めさせていただきたいと考えておりますので、議会並びに地域の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、尾鷲総合病院新改革プランの見直しについてであります。当該プランの見直しに当たっては、昨年度の決算状況や、本年4月から運用している地域包括ケア病棟の稼働状況等を踏まえて、実施する予定としているところであります。

この見直しに当たっては、私を長に、副市長、病院事務長及び関係各課長により病院新改革プランの策定に着手し、検討を進めております。

今後も、尾鷲総合病院が維持、存続し、地域の皆様の安全な暮らしを守っていくために、しっかりと検討を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

災害時における通信手段に関して、先月20日に西日本電信電話株式会社と特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する覚書を締結しました。

これは、南海トラフ巨大地震・津波などの大規模災害の発生時に備え、避難所へ特設公衆電話を事前に設置しておき、避難所開設後すぐに電話を利用できるようにしておくもので、被災者の安否の確認などに大きく寄与するものであります。

さらに、同日、応急復旧工事の協力体制に関して、紀州尾鷲石材協同組合と、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定書を締結しました。

このことにより、災害の発生が予想される場合の被害の未然防止や、災害が発生した場合の応急復旧に係る協力体制の強化を図ることができたものと捉えております。

また、先月5日には、夢古道おわせ駐車場にて関係機関の協力のもと、ちびっこ防災フェアを開催し、多くの方に御来場いただきました。

警察や消防の車両展示、地震体験、煙体験、初期消火体験などを通じ、本市の将来の防災を担う子どもたちに、防災をより身近に感じてもらうことができたも

のと捉えております。

さらに、今月30日には三木浦漁港周辺におきまして、尾鷲市土砂災害総合防災訓練を実施し、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化、そして、顔の見える関係性の構築を図ってまいります。

本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対し、市民の皆様への防災・減災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

それでは、今回提案しております議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの6議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、将来における森林整備やその促進を図るため、森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律に規定する森林環境譲与税について、当該年度の森林環境譲与税収入額のうち森林整備等に要した費用の残額に相当する額を翌年度以降の事業に要する費用として充当するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金設置条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第36号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地方税法の改正に伴う所要の改正で、市民税申告書の記載事項の簡素化、単身児童扶養者の扶養親族申告書の給与・年金記載事項への追加のほか、軽自動車の減免に係る改正では、日本赤十字社が所有する軽自動車への環境性能割の減免、身体障害者等が運転する軽自動車に対する種別割減免の拡充が主なものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものでありますが、法律の改正により、平成31年4月1日及び令和元年6月1日に施行が必要となった条例改正につきましては、本年3月31日に専決処分にて条例を公布しましたので、今回の改正はそれ以降分の改正となります。

議案書、10ページをごらんください。

議案第37号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、半島振興法第17条の地方税

の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴う、固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次に、12ページの議案第38号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴う、固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次に、14ページの議案第39号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る運用を見直すための改正で、連帯保証人の必置義務の緩和、貸付利率の軽減及び償還方法の拡充が主な改正となります。

次に、16ページの議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」につきましては、説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

総則の前段については、平成31年政令第143号、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度尾鷲市一般会計予算の名称を、令和元年度尾鷲市一般会計予算とし、予算書における年度表記については「平成31年度」を「令和元年度」に読みかえると規定するものであります。

続きまして、尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ4,089万3,000円を追加し、これにより、予算総額を96億2,588万1,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

2ページをごらんください。

2款地方譲与税1,338万円の増額は、間伐や人材育成、森林整備及びその促進を目的として、平成31年度税制改正において創設された森林環境譲与税の追加であります。

14款国庫支出金814万7,000円の増額は、子ども・子育て支援システ

ム改修費用に対する、子ども・子育て支援事業費補助金761万4,000円の追加、風疹対策関係業務に対する風しん抗体検査補助金53万3,000円の増額であります。

15款県支出金133万3,000円の減額は、三重県が発電用施設周辺地域振興事業の対象要件から外れたことにより、発電用施設周辺地域振興事業費補助金233万3,000円の皆減、ウォーキング大会などの熊野古道活用事業が地域活性化支援事業に採択されたことによる、地域活性化支援事業補助金100万円の追加であります。

20款諸収入2,069万9,000円の増額は、一般コミュニティ助成事業が2地区において認められたことによる、一般コミュニティ助成事業助成金380万円の追加、NPO法人が実施する、定住・移住・交流推進事業が一般財団法人地域活性化センターにおいて採択されたことによる、移住・定住・交流推進支援事業助成金170万円の追加であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、総務費の財産管理費のうち財産管理経費では、市有財産2カ所の売却準備に係る登記手数料206万円を追加するものであります。

また、基金積立金では、財政調整基金積立金767万6,000円の追加及び、今後計画される森林環境整備等に係る税源を確保することを目的として、森林環境譲与税基金積立金1,262万1,000円を追加し、各基金に積み立てるものであります。

企画費では、文化財建築を活用した野外交流スペースの整備及びDIY交流イベントなどを実施するNPO法人おわせ暮らしサポートセンターに対する、移住・定住・交流推進支援事業補助金として170万円を追加するものであります。

コミュニティセンター費では、大曾根区に対する一般コミュニティ助成事業補助金として240万円の追加であります。

民生費の社会福祉総務費では、本年10月からの消費税増税に伴う介護保険1号保険料の低所得者軽減強化に要する費用として、紀北広域連合分担金433万3,000円の増額、児童措置費では、幼児教育無償化に対応するための、子ど

も・子育て支援システム改修業務委託料として761万4,000円を新規で追加するものであります。

衛生費の予防費では、風しん第5期定期接種実施に係る抗体検査及び予防接種に対応するための、風しん対策関係業務委託料として96万9,000円の追加であります。

下水道整備費では、事業量の精査による下水路浚渫工事請負費233万3,000円の減額であります。

農林水産業費の林業振興費では、森林経営管理事業75万9,000円を新規に追加するもので、私有林地権者を訪問するための旅費27万8,000円、森林経営に関する意向確認の準備資料作成に係る、森林の未施業部分の境界の画定に要する費用として、事前調査業務委託料38万2,000円の追加であります。

教育費の保健体育総務費では、三木里地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金として140万円の追加であります。

以上をもちまして、議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第8、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）」から、日程第10、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの報告3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告3件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の17ページをごらんください。

本ページの報告第2号から、28ページの報告第4号までの「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

報告第 2 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、ふるさと納税の対象等の見直し、住宅借入金特別控除期間の拡充、高規格堤防の整備に伴う建築家屋に係る税額措置の適用を受ける際の申告についての規定のほか、条文番号等の整理となっております。

議案書の 25 ページをごらんください。

報告第 3 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、報告第 2 号同様、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、上位法令の改正に伴う字句の修正であります。

次に、28 ページの報告第 4 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しによる地方税施行令の改正に伴う改正であります。

以上、報告事項について御説明させていただきました。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第 8、報告第 2 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第 2 号は承認されました。

次に、日程第 9、報告第 3 号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画

税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は承認されました。

次に、日程第10、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第11、報告第5号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」から、日程15、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」までの報告5件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告5件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、31ページの報告第5号から37ページの第7号までの「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、昨年12月、本年1月、2月と連続して発生しました市道側溝のふぐあいによる、通行車両に対する損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の詳細といたしまして、31ページの報告第5号につきましては、市内小川西町地内において、道路中央部に設置している集水ますのふたが側溝の欠損により車両通行時にはね上がり、当該車両の底部を損傷したものであります。

次に、34ページの報告第6号につきましては、市内小川東町地内において、道路中央部に設置しているグレーチングが側溝の欠損により車両通行時にはね上がり、当該車両の底部を損傷したものであります。

次に、37ページの報告第7号につきましても、報告第6号と同様、グレーチングが側溝の欠損により車両通行時にはね上がり、当該車両の後部左側面を損傷したものであります。

同様の事故が連続して発生していること、さらには、市が管理している構造物のふぐあいにより、市民の財産に損傷を与えることはまことに申しわけなく感じており、今後の再発防止を徹底するため、市道を管理する建設課に対して、本年3月から5月にかけて市内全域において市道の点検を実施し、同様事案の発生が懸念される箇所や危険箇所について洗い出しを行うとともに、緊急度の高い箇所から順次修繕等の対応を指示いたしました。

次に、40ページの報告第8号「平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、次のページの繰越計算書にありますように、急傾斜地崩壊対策事業を初め2事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、事業費を翌年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、42ページの報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（野地敬史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） それでは、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」につきまして、御説明いたします。

2019年度事業計画及び予算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをごらんください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

2019年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に5ページ、6ページをごらんください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部の洋楽発表会、文化芸術展及び邦楽発表会、共催事業として第34回全国尾鷲節コンクールや教育文化事業、その他発表会並びに映画会を中心とした計画となっております。

次に、7ページをごらんください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益1,107万7,000円は入場料等収益497万7,000円、貸館利用料収益580万円が主なものであります。

次に、管理受託収益が5,026万8,000円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は6,136万2,000円であります。

次に、8ページをごらんください。

支出の部、事業費であります。

このうち主なものは、給料手当687万円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金836万8,000円は、嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費245万8,000円は、職員1名及び嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費901万8,000円、賃借料99万1,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費2,083万6,000円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料231万2,000円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は5,473万3,000円となり、前年度と比べ362万9,000円の増となります。

次に、9ページをごらんください。

管理費ですが、これは会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なもので、臨時雇用賃金288万円は嘱託職員1名分の賃金であります。

委託費132万円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は662万9,000円となり、支出の合計は6,136万2,000円となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） 済みません、ちょっと通告していなかったのですが、7ページ、8ページなんですけど、7ページにおいては事業収益が前年度777万5,000円に比べて、1,107万7,000円とふえておるわけなんですけど、次ページ、8ページの消費税なんですけど、この金額が、事業収入に伴う消費税が、前年度153万円と本年度も153万円と消費税も上がるわけなんですけど、事業収入がふえての消費税が同じというのはちょっとわかりにくいんですけど、それをちょっと詳しく御説明ください。

議長（濱中佳芳子議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 消費税の件について御説明させていただきます。

消費税については、今回、こういうふうな形で事業の収入が事業費自体がふえておるんですけれども、その中で、収入と支出については同じような形で消費税があります。それで、消費税の部分で、もちろんお支払いする部分と、収入の部分と支出の部分で同じように出ていく形になりますので、今までもこういうふうな形でありましたが、収支バランスの内容によって、同じ、毎年ほぼこういうふうな形で推移しているというふうな形で、実績に基づいて算定したというふうな形で聞いております。

議長（濱中佳芳子議員） 6番、三鬼和昭議員。

6番（三鬼和昭議員） ということは、事業収入がふえても、支出の比率というのがほぼ同じ比率なので、消費税は大きくは変わらない。ただ1点、消費税が上がるということを踏まえると若干上がるのではないかなとは思いますが、その辺はどうなんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） 消費税の部分はもちろん10月から8%から10%にふえるということですが、その分、収支においても同じようなパーセンテージで収支もふえてまいりますので、その中で加味しているというふうな形になるかと思えます。

議長（濱中佳芳子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

次に、日程16、選挙第5号「尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

事務局長して、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(濱中佳芳子議員) 本件につきましては、ただいま朗読のとおり、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年7月3日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において、選挙管理委員会委員及び補充員をそれぞれ選挙することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、投票にかえて指名推選の方法を用いることができることになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

選挙管理委員会委員には、加藤大雄さん、日富祥子さん、梅本和孝さん、内山志貴子さん、以上4名を。

補充員には、田中繁勝さん、中野祥子さん、疇地修次さん、水谷彰子さん、以上4名の方々を当選人と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

なお、委員中に欠員が生じた際の補充員からの繰り上げの順序は、ただいま発表いたしました順序によることといたしますので、御了承願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす6日木曜日から土日を挟みまして、12日水曜日まで休会、13日木曜日午前10時より本会議を開きますのでよろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前10時55分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 村 田 幸 隆